

12月4日～10日は「人権週間」

はぐくもう「心を知る心」

第65回人権週間
みんなで築こう人権の世紀
～考えよう相手の気持ち
育つよ思ひやの心～

国連は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

法務省および全国人権擁護委員連合会は「人権デー」を最終日とする一週間の「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

本年も、12月4日～10日の1週間の「第65回人権週間」として、市町村および関係機関の協力を得て、各種啓発活動を実施しようとするものです。

なお、人権週間には、その時々重要な人権問題を強調事

いじめ、親子・夫婦問題などの相談窓口

特設人権相談所を開設

千葉地方法務局佐倉支局と佐倉人権擁護委員協議会では、人権週間にちなみ、特設人権相談所を開設します。人権擁護委員・法務局職員が、みなさんのご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

時 12月4日(水)～10日(火) (土、日曜日を除く)・いずれも午前10時～午後4時。

場 千葉地方法務局佐倉支局 (佐倉市表町1-20-11)。

内 いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど。
※詳しくは下記まで。

問 千葉地方法務局佐倉支局 (☎043-484-1222)。

項として取り上げ、解決に努めてきました。

65回目にあたる今年の強調事項は次のとおりです。

- ▼女性の人権を守ろう
- ▼子どもの人権を守ろう
- ▼高齢者を大切にすることを育てよう
- ▼障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- ▼同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ▼アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ▼外国人の人権を尊重しよう
- ▼HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- ▼刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ▼犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ▼インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

▼北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

▼ホームレスに対する偏見をなくそう

▼性的指向を理由とする差別をなくそう

▼性同一性障害を理由とする差別をなくそう

▼人身取引をなくそう

▼東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

あなたの人権は守られていますか。他人の人権を侵していませんか。この機会に、人権について一度考えてみてください。

【各相談窓口をご活用ください】

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また、子どものいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、次の番号にご連絡ください。

●千葉地方法務局佐倉支局 (☎043-484-1222)。

●全国共通人権相談ダイヤル (☎0570-0003-110)。

●女性の人権ホットライン (☎0570-070-810)。

●子どもの人権110番 (☎0120-007-110)。

また、市の人権擁護委員へ遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

左記までお問い合わせいただけます。

左記までお問い合わせいただけます。

問 市民課戸籍班 (☎内線 232・233)。



▲望月昇治氏

望月氏は、平成16年6月より、印西市防犯組合組合長として、今年9月まで、その職務にご尽力いただきました。

望月昇治氏 (小林) に感謝状の贈呈

また、多年にわたり防犯活動に尽力された功勞により、次の団体およびみなさんが表彰されました。

【防犯功勞団体表彰】

(公社)千葉県防犯協会

中央駅北支部

【防犯指導員等報奨】

(社)千葉県防犯協会

板倉保夫 (木下支部)

石井禮夫 (大森支部)

小松靖 (大森支部)

軍司俊紀 (牧の原支部)

問 市民安全課安全パトロール班 (☎内線 713)。



冬の交通安全運動にご協力ください

許しません 飲酒運転 許す人



12月10日(火)～31日(火)まで「冬の交通安全運動」を実施いたします。年末は、交通量の増加に伴う混雑に加えて、飲酒の機会も多くなります。ドライバーのみなさん、飲酒後は絶対に運転してはいけません。命を守るシートベルト・チャイルドシートの着用も忘れずに、早めにライトを点灯しましょう。

振り込め詐欺にご注意ください!!

工業統計調査へのご回答を!

経済産業省では、平成25年12月31日現在で「工業統計調査」を県、市区町村を通じて実施します。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。



調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されることにも、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。12月中旬から1月にかけて調査員が「調査員証」を携行してお伺いしますので、ご回答をよろしくお願いいたします。

防犯活動に多大な貢献

今後とも安全で安心な街づくりの実現に向けての防犯活動にご協力をお願いします。

敬称略

印西警察署管内で、振り込め詐欺が多発しており、今年14件、約5千8百万円の被害が発生しています。

【ケース①息子や孫を装う「オレオレ詐欺」】

「風邪で声が変わるんだ」「電話番号が変わったので、登録しておいて」と電話の後、「会社のお金が入ったパッパを電車内に置き忘れた」「友だちの借金の保証人になっていて支払わなければならぬ」といって支払わなければならぬ。

このように、お金が必要になったと告げて、振り込みを依頼したり、「知人(バイク便など)に取りに行かせるところから渡して」と現金の手渡しを指示します。

【対処方法】

まず「事実かどうか確認すること」です。緊急時の連絡先として、本人の携帯電話番号や勤務先の電話番号、友人の連絡先などを把握しておき、いつでも確実に連絡が取れるようにしておきましょう。

電話がつかないなら、連絡先が分からないなど、連絡が取れない場合には、すぐに警察に相談してください。

【ケース②「還付金詐欺」】

保健センター職員を名乗る人物から「医療費の返金手続き書類が届いていないので、〇〇番号へ電話して、返還手続きをして欲しい」との電話があり、指定された電話番号にかけた。

対応した男性に「返金は本人確認が必要なのでATM(現金自動預払機)を利用して本人確認する」と言われ、ATM前で再び電話、指示されるままに操作し現金を振り込んでしまった。

これは市内で実際に起きた事例です。犯人はあたかも税金などを還付するなどの手続きであるかのように装って、ATMへ誘導します。誘導後、携帯電話でATMの操作を指示して、自己の口座から犯人の口座へ現金を振り込ませようとしています。

【対処方法】

「お金」「カード」「ATM」の話が出たら、詐欺の疑いがあります。迷わず相談してください。

問 印西警察署生活安全課 (☎0110)。